

パートナーシップ宣誓制度 自治体間連携について





札幌市パートナーシップ宣誓制度

- ▼ 性的マイノリティの方々の思いを受けとめる取組として、お二人がパートナーであることを市長に宣誓したことを証明
- ▼ 平成29年6月1日～運用開始
宣誓組数：160組（令和4年7月末現在）
- ▼ 同様の制度導入済：江別市、函館市、
北見市（制度開始順）



北見市と連携を開始



- ▼性的マイノリティの方々の負担軽減のため、双方の市への転居時の手続きを簡素化
- ▼お持ちの受領証等の継続使用が可能
- ▼令和4年6月1日～

パートナーシップ宣誓制度 自治体間連携について

(連携前)

【札幌市 ⇒ 北見市】

転居前に宣誓書類を返還する必要

転居後に再度、必要書類を準備し来庁する必要

【転出時】

①返還手続



【転入時】

②宣誓手続

③交付



北見市

連携後

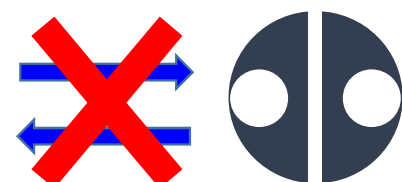
【札幌市 ⇒ 北見市】

転居前に
継続使用申請

本人の転居後
手続き不要

【転出時】

①継続使用
申請



北見市

② 通知・書類【自治体間】

※ 北見市 ⇒ 札幌市の場合も同様に転居後の手続きは不要



つながりが、新しい未来をつくる
さっぽろ
連携中枢都市圏
● Sapporo ● Otaru ● Iwamizawa ● Ebetsu ● Chitose
● Enwa ● Kitahiroshima ● Ishikari
● Tobetsu ● Shirahirotsu ● Nanporo ● Naganuma

圏域での情報交換や連携

▼社会全体で性的マイノリティの方々への理解が広がってほしい。



制度の導入や連携について、お互いに協力し合って進めてまいりたい。